不正防止対策の基本方針

株式会社○○は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

１　責任体系の明確化

　　競争的研究費等の運営・管理について、以下のとおり責任者を定めます。

（１）最高管理責任者　代表取締役

（２）統括管理責任者　取締役

（３）コンプライアンス推進責任者　○○部長

　また、監査役は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について会社全体の観点から確認し、意見を述べます。

２　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をするため、以下の取組を行います。

（１）コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

（２）ルールの明確化・統一化

（３）職務権限の明確化

（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

３　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止すため、次の取組を行います。

（１）不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

（２）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

４　研究費の適正な運営・管理活動

　　不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように、定められた期間保存します。

５　情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付ける窓口を、以下のとおり設置します。また、不正防止対策の基本方針等を公表します。

（相談受付窓口）○○部○○課

〒\*\*\*-\*\*\*\*　○○県○○市○○１－２－３

電話\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*　E-MAIL：\*\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*.jp

６　モニタリング

　　不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

〇年〇月〇日

株式会社○○　代表取締役社長　○○　○○